

## 意見聴き取り調査票

(福島県土木建築調査設計団体協議会)

## 1 談合等不正行為を根絶するための対策について

- (1) 県では「談合は犯罪であり、決して許されるものではない」との基本的な認識に立ち、透明性・競争性・公正性・品質の確保に十分留意した入札制度を構築するよう取り組んできましたが、談合等不正行為を根絶するために、発注者である県は、どのようなことに取り組むべきだとお考えですか。

○発注者側からの防止策としては、価格の競争から品質の競争へ比重を置くべきと考える。(品質の競争では談合はできない)

特に調査設計委託においては品質の競争を促進することが談合防止と品質確保の両面から有効と考えられる。品質の競争としては総合評価方式の導入やプロポーザル方式の拡大等が考えられる。

○試行中の委託業務の条件付一般競争入札は、価格中心の競争で決定されている。調査や設計が工事の品質に重要な影響を与えることを考えれば、品質の確保を重視して条件設定等を検討すべきだと考える。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を十分に尊重する必要がある。

○入札制度の改革に当たっては、地域での雇用確保、地域貢献などを総合的に勘案すべきであり、地域との関わりを重視して制度や条件の設定を行うべきと考える。

- (2) 談合等不正行為を根絶するために、事業者側は、どのようなことに取り組むべきだとお考えですか。また、どのようなことに取り組んできましたか。

企業にとってのコンプライアンスの大切さを常に認識して企業活動に取り組むべきだと考える。

(測量設計業協会の例)

平成11年度から独占禁止法遵守研修会を実施、16年度には会員企業におけるコンプライアンスプログラムの作成と実施に努め、関連の情報はその都度会員に周知している。平成18年5月には独占禁止法改正の研修会を実施した。

## 2 条件付一般競争入札について

- (1) 県では、工事関連の委託業務について、4月から条件付一般競争入札を試行していますが、このことについてどのようにお考えですか。

調査・測量・設計の委託業務は、技術を提供する業務であり、より高い品質を求めるためには、本来一般競争入札には馴染まない業種である。

特に規模の小さな業務などは、事務効率上から考えてもその感が強い。

より良い調査・設計等がその後の工事の品質確保にとって重要なことは論を待たない。地域要件とともに技術レベルも予め選択できた指名競争入札制度は、それを得るための仕組みとして重要な機能を果たしてきたと思える。事業規模を考慮するとしても今後も活用すべき制度である。

現に試行されている条件付一般競争入札は、参加者の数の確保に重きが置かれ、地域要件のみであったり、資格要件が緩かったりしていることが多い。そのため参加企業の種々の思惑で、品質や採算を度外視した価格のみの競争が多発している。

- (2) 設定する条件として、原則として履行実績の要件を付けることとしていますが、このことについてどのようにお考えですか。

履行実績は、必要な要件である。

事業を確実に実施できる業者を選定できるよう、出来るだけ具体的な条件を付すべきであると考えます。「同種、類似の実績があること」だけでは、企業の実施能力のランク分けができず、結局は価格競争のみで決着させることになってしまい、品質確保に悪影響を与える。

### 3 最低制限価格制度について

- (1) 県では、現在、工事関連の委託業務について最低制限価格を設定していませんが、このことについてどのようにお考えですか。

条件が緩いほど価格のみの競争になる。価格の競争は、企業の種々の思惑により、過度の競争になり低価格落札が発生するのは避けがたい。

そこでは品質確保、後継者育成、地域貢献などの要素はおろか採算さえ度外視した競争が展開される。

委託業務の原価は技術力すなわち人件費である。その水準を無視した低価格落札が継続するとき、品質に不安を残すだけでなく、地域企業の存続が危ぶまれ、雇用の確保や地域の保全に悪影響が出る。

条件付一般競争入札を実施する以上、発注者側が一定の品質を確保する上では最低制限価格制度は是非とも必要である。その必要性は指名競争入札でも同様である。

- (2) 事業者は、積算の上、実施可能な金額で入札しているのだから最低制限価格を設定する必要はないとの意見もありますが、このことについてどのようにお考えですか。

調査・設計は多様な形態につき最低制限価格制度は馴染まないというのも一理論ではある。実際に節度のある範囲で競われているのならば、その意見も正しいのかもしれないが、現実の低価格落札の数字を見れば、実施可能とはとても思えず限りなく1円入札に近づく流れである。

制度導入により落札価格が最低制限価格の付近に集中する可能性があることは認識するが、試行の実態を見れば、そのような懸念を差し引いても次善の策で理屈抜きの最低制限価格が必要だと考えざるを得ない。

最低制限価格制度がないまま本格実施されれば品質悪化は免れない。また経営が悪化し地域の雇用が失われる恐れが大である。

## 4 総合評価方式について

- (1) 県では、今後、工事関連の委託業務についても総合評価方式を導入する予定ですが、このことについてどのようにお考えですか。

企業と技術者の技術力を評価するため総合評価方式は有効な手法であると思われるので、地域貢献や簡易型など多様な手法を考慮の上、可能なものについて総合評価方式は積極的に導入すべきであると考えます。

- (2) 総合評価方式を導入する場合、企業や技術者の技術力を反映させるためには、どのような事項を評価すべきだとお考えですか。

○業務体制と担当技術者の資格、類似業務の実績を評価すべきである。

○技術者継続教育制度（CPD）のポイントを評価項目の一つにすべきであると考えます。

委託業務においては技術者の能力が成果品の質に大きく影響する。CPDは資格所有のみでなく継続的研鑽の指標であるから技術者の技術力の判断には重要な要素である。CPD制度については（社）建設コンサルタント協会や土木学会など多くの団体で実施しており技術者には定着してきている。

- (3) 総合評価方式を導入する場合、業務の履行水準を確保するためには、企業や技術者の技術力以外にどのような事項を評価すべきだとお考えですか。

○企業の年間業務実績高や同種・類似の実績など、経営力を総合的に評価すべきである。

○企業の地元地域での清掃活動や消防活動など、地域への貢献度を反映させるべきである。

## 5 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

○本来、新築改築等新たな設計業務については、金額の多寡を競う入札によらずに、機能性、安全性、社会性等総合的な提案力と業務体制、担当技術者を評価するプロポーザル方式によることが、優れた施設の創造に資することになると考える。

○（試行中の測量、設計委託業務について）

公共事業が激減し競争が激化している時期に、時を同じくして入札制度改革が行われている。必然的に競争が激化、経営努力は限界に達し、業界の経営はまさに崖っぷちに立たされている。

他県や県内市町村の例を見ても、委託業務にも最低制限価格や失格基準を定めていることが多い。試行中にもその間の低価格落札が経営悪化に拍車をかけることに変わりはないので、最低制限価格については早急に判断をしていただきたいと思う。

○県の施策として地域企業の育成、地域の雇用、安全安心など総合的な視点を踏まえて制度改革を推進するべきである。地域企業の存続には後継者の育成を可能にする適正な価格での事業執行が不可欠である。

○県が進める入札制度の改革が確実に効果を上げるためには、狙いどおりに事務が適切に執行されることが大切である。発注する際の適切な条件設定などは重要であり、県内部で入札執行部局と事業執行部局との実務的な検討、すり合せを十分に実施して適切な執行に努めていただきたい。